

国相手の大飯原発3・4号 設置変更許可取り消し訴訟(大阪高裁)

高裁でも勝訴しよう 

5月28日(木)14時の判決に参加を！

大阪地裁202号法廷/ 記者会見と報告会：大阪弁護士会館1205号室
(傍聴券の抽選があります。28日の行動予定は下記を参照してください)

国相手の大飯原発裁判(大阪高裁)の判決は5月28日です。法廷にぜひご参加ください。

5月28日(木) 判決日の行動予定

- 集 合 12:50 裁判所川よりの西天満若松浜公園
- 入廷行進 13:00 天満警察よりの歩道から裁判所正面玄関
- 傍聴の抽選券配布 13:15~13:25 裁判所別館 正面玄関前
- 抽選 13:25 裁判所別館 正面玄関前
- 開廷 14:00 202号法廷(10分前には写真撮り)
- 旗出し 14:00過ぎ 裁判所正門玄関前
- 記者会見・報告会 14:45頃から 大阪弁護士会館1205号室

(17:00 までには終了)

※ 入廷行進、旗出し、記者会見・報告会は YouTube で配信されます

<https://www.youtube.com/@FukurouFoeTV/streams>

福島原発事故から15年を経て、政府は原発回帰を進めています。このような状況の中で判決を迎えることとなりますが、私たちは、裁判での主張の正当性を確信しています。政府の原発推進に抗して、高裁でも勝訴を勝ち取りましょう。ご支援よろしくお願いたします。

この裁判は、2020年12月4日の一審判決で、原告が勝訴しました。大飯原発3・4号の設置変更許可の取り消しという画期的な判決でした。一審判決は、国が審査の過程で、「経験式の有するばらつき」を全く考慮しなかったと認定し、「違法である」と判定しました。大阪高裁で約5年の審理を経て、昨年11月13日に結審し、判決を迎えます。

裁判の争点は下記の3点です。

- 基準地震動の過小評価(国は地震規模の「ばらつき」を考慮せず等)
- 敷地内破砕帯の活断層評価(わずかな火山灰で活断層ではないと評価できず等)
- 重大事故対策(汚染水対策なし等)

2頁目に一審判決の要旨抜粋をつけています。

おい原発止めよう裁判の会

連絡先(美浜の会気付) 〒530-0047 大阪市北区西天満4-5-8 八方商事第2ビル301号

TEL: 06-6367-6580 FAX: 06-6367-6581 mihama@jca.apc.org

2026.5.24

国相手の大飯原発裁判 大阪地裁一審判決 2020.12.4

判決本文、判決要旨、判決骨子、原告団声明、弁護団声明 <https://x.gd/kiEmZ>

主 文

原子力規制委員会が平成 29 年 5 月 24 日付けで被告参加人に対してした大飯発電所 3 号機及び 4 号機に係る発電用原子炉の設置変更許可を取り消す。

判決要旨（抜粋） （下線は引用者）

(3) 本件ばらつき条項の意義

経験式は、二つの物理量（ここでは、震源断層面積と地震規模）の間の原理的関係を示すものではなく、観測等により得られたデータを基に推測された経験的関係を示すものであり、経験式によって算出される地震規模は平均値である。そこで、実際に発生する地震の地震規模は平均値からかい離することが当然に想定されている。地震規模（地震モーメント）は、震源モデルの重要なパラメータの一つであり、その他のパラメータの算出に用いられるものであって、基準地震動の策定における重要な要素であるといえる。そうすると、経験式を用いて地震モーメントを設定する場合には、経験式によって算出される平均値をもってそのまま震源モデルにおける地震モーメントとして設定するのではなく、実際に発生する地震の地震モーメントが平均値より大きい方向にかい離する可能性を考慮、して地震モーメントを設定するのが相当であると考えられる（例えば、経験式を導く基礎となったデータの標準偏差分を加味するなど）。

(4) 原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程における過誤、欠落

参加人は、本件申請において基準地震動を策定する際、地質調査結果等に基づき設定した震源断層面積を経験式に当てはめて計算された地震モーメントをそのまま震源モデルにおける地震モーメントの値としたものであり、例えば、経験式が有するばらつきを考慮するために、当該経験式の基礎となったデータの標準偏差分を加味するなどの方法により、実際に発生する地震の地震モーメントが平均値より大きい方向にかい離する可能性を考慮して地震モーメントを設定する必要があるか否かということ自体を検討しておらず、現に、そのような設定（上乘せ）をしなかった。

原子力規制委員会は、経験式が有するばらつきを考慮した場合、これに基づき算出された地震モーメントの値に何らかの上乗せをする必要があるか否か等について何ら検討することなく、本件申請が設置許可基準規則 4 条 3 項に適合し、地震動審査ガイドを踏まえているとした。このような原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程には、看過し難い過誤、欠落があるものというべきである。